

3 特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引

取引内容	販売方法（例）	適用となる・サービス
訪問販売	家庭、職場での訪問販売 キャッチセールス（街頭で呼び止められて店舗で契約） アポイントメントサービス（電話等で呼び出されて店舗で契約） 一時的な展示会での契約	すべての商品・サービス（除外有[※1]） ・特定権利
電話勧誘販売	自宅、職場に勧誘の電話がかかってきた等	すべての商品・サービス・特定権利
連鎖販売取引 （マルチ商法）	知人を紹介すればマージンがもらえる等	すべての商品・サービス・権利
業務提供誘引販売 （内職・モニター商法）	仕事を提供する代わりに、仕事に必要な物品の購入をさせられる等	すべての商品・サービス・権利
特定継続的役務提供 [※2]	訪問販売以外に、店舗での契約も含む	エステティック・語学教室・学習塾 家庭教師・パソコン教室 結婚相手紹介サービス 美容医療 [※3] 関連商品も解約可能
訪問購入	自宅を訪問した事業者に商品を売却した	すべての商品（除外有[※4]）

[※1] 訪問販売におけるクーリング・オフ適用除外

- ・ 3000 円未満の現金取引
- ・ 消耗品（化粧品、健康食品等）を使用した場合
- ・ 乗用自動車
- ・ 個人用ではなく事業用として契約された場合
- ・ 契約する意思を告げて事業者に来訪要請した場合
- 上記以外にもクーリング・オフできないものがあります。

[※2] 特定継続的役務提供の適用となる契約内容

指定役務	契約期間	契約金額
エステティック	1ヶ月超	5万円超
語学教室	2ヶ月超	5万円超
学習塾	2ヶ月超	5万円超
家庭教師の在宅学習	2ヶ月超	5万円超
パソコン教室	2ヶ月超	5万円超
結婚相手紹介サービス	2ヶ月超	5万円超
美容医療	1ヶ月超	5万円超

[※3] 美容医療においてクーリング・オフが適用される施術

- 1、脱毛
- 2、にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨等の除去
- 3、皮膚のしわ又はたるみの軽減
- 4、脂肪の減少
- 5、歯牙の漂白

[※4] 訪問購入におけるクーリング・オフ適用除外

自動車（二輪のものを除く）家庭用電機機械器具（携行が容易なものを除く）家具
書籍、DVD・CD、ゲームソフト、有価証券